

第49回マーチングバンド千葉県大会

[第27回千葉県マーチングバンド・カラーガードフェスティバル]

基本実施要項

熟読の上, ご参加をお願いします

上部大会への推薦を希望される団体は,
全国大会の実施要項もご覧になり参考にしてください。

千葉県マーチングバンド協会

URL : <http://chibamb.org/>

MAIL : mail@chibamb.org

大会概要

1. 主 催：千葉県マーチングバンド協会

2. 開催日：2020年9月20日（日）

開演 11：20 ・ 終演 17：00（予定）

※ 今回は新型コロナ対策として、千葉県協会加盟団体のみを対象とし、無観客で開催をします。また開閉会式も行わず、参加団体は出演時間に合わせて来場し、終了後に退館するスタイルで実施します（詳細は後述）。

※ 出演団体数によって開催時刻を変更することも予想されます。

※ ※当日の天候等諸事情により、変更する場合があります。

3. 会 場：「千葉ポートアリーナ・メインアリーナ」

〒260-0025 千葉市中央区問屋町1-20 Tel：043-241-0006

JR千葉駅/JR千葉みなと駅より千葉都市モノレール市役所前駅下車徒歩7分

京成線千葉中央駅より徒歩10分

4. 後 援：千葉県・千葉県教育委員会・千葉市・千葉市教育委員会
千葉県芸術文化団体協議会・千葉県音楽振興協議会
一般社団法人千葉県私立中学高等学校協会
一般社団法人千葉県私立中学高等学校協会吹奏楽運営委員会
千葉県吹奏楽連盟・千葉県バトン協会
日本マーチングバンド協会関東支部

（申請予定）

5. 趣 旨：

千葉県マーチングバンド協会は、学校教育や地域社会におけるマーチングバンド、カラーガードの普及発展及び技術の向上を目指すことにより、青少年の健全育成に寄与することを目的として活動しております。

近年、マーチングバンドやカラーガードの活動が盛んになり、その技術の向上はめざましいものがあります。これはマーチングやガードの特性でもある音楽と身体的動作を伴う、心・技・体の調和のとれた演技形態が、豊かな情操を養い、規律や節度のある人格形成に極めて効果の高いことが認識されてきたからです。

新型コロナウイルスの影響により、例年とは異なる開催となりますが、各団体の演奏演技を発揮できる場、フロア発表を通して講評を受ける場として設けたいと考えております。そして、この大会が一層の普及発展と技術や体力の向上の手助けとなるよう、価値あるものにしたいと思っております。

※参加資格

○本大会に参加を希望する団体は、下記の資格Ⅰ・Ⅱ及びⅢを満たすことを条件とする。

資格Ⅰ（登録等に関する内容）

- 千葉県マーチングバンド協会に登録を完了していることとする。
- 加盟登録名称と大会参加の名称は同一のものとする。
- 参加メンバーは年間でその団体に所属していることとする。（短期メンバー補強は不可）
- ☆成績優秀団体を千葉県代表として関東支部へ推薦する。

資格Ⅱ（諸会費の納入に関する内容）

- 大会実行委員会が定める期日までに、下記の会費の納入を完了していること。
 - (1)団体参加費〔審査料、会場使用料、演奏利用料等の費用として〕
10,000円
※1団体で2チーム以上参加する場合は、チームごとに団体参加費を納入する。
 - (2)個人参加費〔大会参加記念バッジ・プログラム・傷害保険等の費用として〕
1名 600円
※個人参加費とは構成メンバー（演技フロアに入る演奏演技者）、登録引率者、補助スタッフの費用のこと。

資格Ⅲ（書類等の提出に関する内容）

- 大会実行委員会が定める期日までに、下記の書類等を提出していること。
 - (1)大会実行委員会が指定した参加申込書・各種調査書類の提出。
 - (2)構成メンバーの登録書（当日の構成メンバー数は登録人数以内であること）。
※構成メンバーとは当日演技フロアに入場し演奏演技及び指揮を行う者とする。
 - (3)著作権（音楽著作権、肖像権等）に関する書類の提出。

その他

- (1)編成を変えない中での構成メンバー増については、出演団体打合せ会議当日までとし、増員分の参加費を出演団体打合せ会議当日に納入する。
- (2)大会に参加する団体で、重複出場する場合、個人参加費は各々で納入することとする。

※資格Ⅰ・Ⅱ・Ⅲに反した場合は注意又は警告書を発行するか、大会参加を認めない場合がある。

特に、著作権許諾に関しては指定期日までに提出されていない場合には、大会参加を認めない。

1. 構成

- (1)幼保の部 : ①単一加盟団体の幼児構成
②複数加盟団体の合同幼児構成
※ 演技フロアへ入ることのできる補助スタッフは最大20名までとする。尚、これらの補助スタッフは構成メンバーとして登録すること。
- (2)小学生の部 : ①単一加盟団体の小学生構成
②複数加盟団体の合同小学生構成
③小学生以外の指揮者は2名まで自由資格とし、演奏演技をしてはならない。
(入退場時の楽器や器物の搬入及び搬出は可)
- (3)中学生の部 : ①単一加盟団体の中学生構成
②複数加盟団体の合同中学生構成
③単一加盟団体の小・中学生構成
④複数加盟団体の合同小・中学生構成
⑤小学生・中学生以外の指揮者は2名まで自由資格とし、演奏演技をしてはならない。
(入退場時の楽器や器物の搬入及び搬出は可)
- (4)高等学校の部 : ①単一加盟団体の高校生構成
②同一学校法人内の高等学校及び中学校による合同構成
③複数の公立高等学校による合同構成(公立高等学校の統廃合に伴う移行期間中)
※ 上記のような特殊事情がある場合に限り、合同による出場を認める。出場に際して該当する高等学校はすべて加盟しているものとする。
④生徒以外の指揮者は2名まで自由資格とし、演奏演技をしてはならない。
(入退場時の楽器や器物の搬入及び搬出は可)
- (5)一般の部 : ①単一加盟団体による構成。但し、未就学児は除く。

2. 人数編成

- (1)幼保の部 : 人数は自由とする。
- (2)小学生の部 : ア. 小編成(指揮者を含めて50名以内)
イ. 大編成(指揮者を含めて51名以上)
- (3)中学生の部 : ア. 小編成(指揮者を含めて54名以内)
イ. 大編成(指揮者を含めて55名以上)
- (4)高等学校の部 : ア. 小編成(指揮者を含めて54名以内)
イ. 中編成(指揮者を含めて55名以上90名以内)
ウ. 大編成(指揮者を含めて91名以上)
- (5)一般の部 : ア. 小編成(指揮者を含めて54名以内)
イ. 大編成(指揮者を含めて55名以上)

3. 楽器編成

- (1)幼保の部
 - ① 楽器編成は自由とする。事前申請のあった場合のみAC電源の使用を許可する。
- (2)小学生の部・中学生の部・高等学校の部・一般の部
 - ① 楽器編成は自由とする。
 - ② シンセサイザー, エレクトリックピアノ, エレクトリックギター, エレクトリックベース等の電源を必要とする電子楽器, 及びピアノ, オルガン, ハープシコード, チェレスタ等の重量のある鍵盤楽器は使用不可とする。その他類似するものがある場合は, 大会事務局に問い合わせること。

4. 演奏演技時間

各団体15分の持ち時間の中で、「入場～音出し～演奏演技～退場」までを行う（15分間の配分は各団体の自由とする）。

- ① 入場開始のアラーム音をきっかけに最初のメンバーもしくは楽器・器物がフロアに入った時点で計時を開始する。
- ② 音出し等を終え準備ができた時点で、計時補助員（登録引率者が望ましいが指揮者も可）が演奏演技開始の合図として旗を振り下ろす。
- ③ 演奏演技が終了し、すべての構成メンバー・登録引率者・補助スタッフ及び器物等が退場口を通過したことをもって計時を終了する。（演奏演技終了の合図は必要ありません。）

（1団体終了毎に5分間、フロアの換気・モップがけ等の感染対策を行います。）

※上部支部へ推薦された団体は、県大会とは規定が異なりますので全国大会実施規定を確認すること。

5. 審査

団体の要望があれば、ビデオ審査も可とする。

審査については上部支部への推薦方法や内容によって今後変わる為、決定次第各団体に伝えることとする。

実施規定《カラーガード部門》

1. 構成

構成は自由とする。

2. 編成

編成及び構成メンバーの人数は自由とする。

3. 演技

各団体15分の持ち時間の中で、「入場～ウォームアップ～演技～退場」までを行う（15分間の配分は各団体の自由とする）。

- ① 入場開始のアラーム音をきっかけに最初のメンバーもしくは器物がフロアに入った時点で計時を開始する。
- ② ウォームアップ等を終え準備ができた時点で、演技計時補助員（登録引率者の1名）が音響席において開始の合図として旗を振り下ろす。
- ③ 演技が終了し、すべての構成メンバー・登録引率者・補助スタッフ及び器物等が退場口を通過したことをもって計時を終了する。（演技終了の合図は必要ありません。）

（1団体終了毎に5分間、フロアの換気・モップがけ等の感染対策を行います。）

手具について

- 演技に使用する手具として、フラッグ、ライフル、セーバーのいずれかの使用を義務付ける。
- 楽器等の演奏は不可とする。

4. 演技用CD

- ① 演技用に使用する音楽については、演技計時補助員（登録引率者の1名）が入場してから音響席に演技用CDを持参すること。作動及び停止の合図は上記3②に基づく。
- ② 演技用音源は、音楽著作権使用許諾並びに録音利用許諾を受けたCDを使用すること。録音方法は、1枚のCDに使用する曲のみ録音し、LPモードではなくノーマルモードとすること。
- ③ 編集しない楽曲をそのまま使用する場合、原盤CDでも可能である。
- ④ CDには部門・構成・団体名を明記すること。

5. 審査

団体の要望があれば、ビデオ審査も可とする。

審査については内容によって今後変わる為、決定次第各団体に伝える。

1. 演技

(1) 演技フロア

- ① 演技フロアは別紙のとおりとする。(ライン及び十字ポイントは白色。正面演技ラインは赤色)
※今年度は例年よりもラインが少ないなど異なりますので、ご注意ください。
- ② 正面演技ラインより前の使用は原則として禁止する。

(2) 入退場

- 演技フロアへの入場は構成メンバー、登録引率者及び補助スタッフのみとする。
(登録引率者と補助スタッフは演技中、指定された席で待機する。)
※今年度、1 団体につき登録引率者5名まで。補助スタッフ10名までに増えました。

(3) 器物

「手具」とは、演奏演技者個人が容易に携帯でき、自らが用いる小道具類を手具とする。
「器物」とは、楽器・バトン・手具類・ユニフォーム類のどれにも属さず、演奏演技者以外の物を総称して器物とする。なお、装飾を施した楽器や楽器運搬台は器物とみなす。
「特殊効果」とは、フラッシュ・ストロボ・各種ライト類(ケミカル類を含む)等の光の効果を用いたもの及びサイレンを特殊効果とする。

- ① 手具・器物類の搬入搬出は、安全かつ迅速に行うこと。また、責任を持って搬入搬出をすること。尚、ここでいう搬入搬出とは演技フロアへの入退場だけのことではなく、会場への入館から退館までの全行程のことをいう。
- ② 演技フロアに搬入する器物については、次に示す規格以内の大きさとする。
※規格：180cm×120cm×150cm以内の立体。
ただし、規格内の大きさであっても、120cmを超える高さで演奏演技することは禁止する。
※重量：フロア内を一人で持ち運びできる範囲内。
 - I. 器物を重ねたり密着したりして並べる場合は、その状態が規格内の大きさであること。
 - II. 演技フロア内を複数の人数で一つの器物を持ち運んでもよい。
 - III. フロアに敷く布は器物であるが制限を設けない。
- ③ 特殊効果は使用方法・数量等の詳しい説明書に写真を添付の上、実行委員会が定めた期日までに大会事務局に申請すること。なお、出演団体代表者打合会議以降の申請は原則として認めない。
 - I. 乾電池以外の電源の使用は禁止する。
 - II. 化学反応で発光するケミカルライト類は、その安全性が製造メーカーによって保証されているもののみ使用できる。
 - III. 火気・ガス類・液体類・及び固形燃料類は使用を禁止する。
 - IV. 乗り物(自転車、バイク、ローラースケート、スケートボード等)、ドローン等リモコンで操作されるもの、動物は不可とする。
- ④ 国旗等の使用は敬意を損なわない最大限の注意をすること。なお、フラッグ等に用いる場合は原形での使用を禁止する。
- ⑤ スパンコールやビーズ等の衣装の付属品は他の団体の演技の妨げにならないようにすること。
- ⑥ 残留物に関しては、残留物(楽器・手具・器物→残留不可)と落下物(帽子・靴・マウスピース・スティック等→故意でないもの)に区別して審査委員長が判断する。
- ⑦ マーチングバンド部門において、幼保の団体以外は電気の使用を禁止する。但し、特殊効果用の乾電池とビブラフォン用のバッテリーは除く。幼保の団体において、申請のあった場合のみAC電源の使用を許可する。
- ⑧ マーチングバンド部門における正副指揮台は、大会本部が設置したものを設置した場所から移動することなく使用すること。大会本部が設置した指揮台では指揮以外の使用は不可とする。その他の場所での指揮台使用は各団体での持ち込みを可とする。但し、サイズは器物の規格以内とする。

(4)演技順

大会を通しての演技順は、運営の円滑を期するため、実行委員会で決定するものとする。

2. 審査

(1)審査委員長

審査委員長は、審査全般の最終確認を行うとともに、審査業務を円滑に遂行する。

(2)審査員

大会実行委員会が委嘱した審査員で、実施規定に定めた内容により審査を行う。

3. 成績・表彰

- ① 全出場団体に優秀賞を授与し、賞状を贈呈する。
- ② 審査用紙・記録媒体や、関東支部への推薦団体は後日団体へ郵送し、ホームページ上で発表する。

4. 登録引率者・補助スタッフ等

(1)登録引率者

○出演者（構成メンバー）以外で構成メンバーと同じ経路を使用し、出演団体に引率することができる者のことをいう。マーチングバンド部門においては、構成メンバーが使用する楽器・器物等の運搬の補助もできる。

☞参加記念バッジ着用

- ☆5名まで ※マーチングバンド部門：旗の合図を行う計時補助員1名を含む。
- ※カラーガード部門：音響席での合図を行う1名を含む。

(2)補助スタッフ

○構成メンバーが使用する楽器・器物等の運搬補助をできる者のことをいう。

☞参加記念バッジ着用

☆10名まで

(3)演技中に発生した事故に対する対応について

- ① 落下物除去について
演技演奏中の不慮の落下物について、「このままでは演技者が危険である」と判断出来る状態で、演技者自ら除去できる場合を除き、補助スタッフ及び登録引率者がフロアに入って撤去することができる。
- ② 衝突・転倒などによる演技者の不慮の事故について
演技中にプロップや他の演技者への衝突、転倒などにより被害が拡大しそうな時、また演技者が重篤な状態に陥った場合には、補助スタッフ及び登録引率者がフロアに入ってケアすることが出来る。危険を回避するための行動による演技の乱れは審査に影響しないものとする。それより先に係員が救助に入る際には演技の誤判断を避けるために団体側への確認が必要とされる。又、これ以上演技を続けた場合、危険が生じると判断された場合には主催者の判断で演技の中断を要請することが出来る。その場合の演技続行に関しては実行委員長と審査委員長の協議により判断される。

5. 罰則等遵守事項

- ①大会実施規定を厳守すること。
- ②大会実行委員会の指示に従い、安全でスムーズな運営に協力すること。
- ③ 他の参加団体に迷惑となる行為、非社会的な行為、大会主旨に反する行為は慎むこと。
※ 資格、手続き、書類、演奏演技規定、審査等への違反、故意と認められるような規定違反並びに、団体の行動（引率者・補助スタッフ含む）等で、大会運営に支障をきたした場合は、参加不可、違反失格注意書または警告書を提示する場合がある。注意・警告された内容、また、連続して注意・警告を受けた団体は、上部大会への推薦をしない場合もある。

6. その他

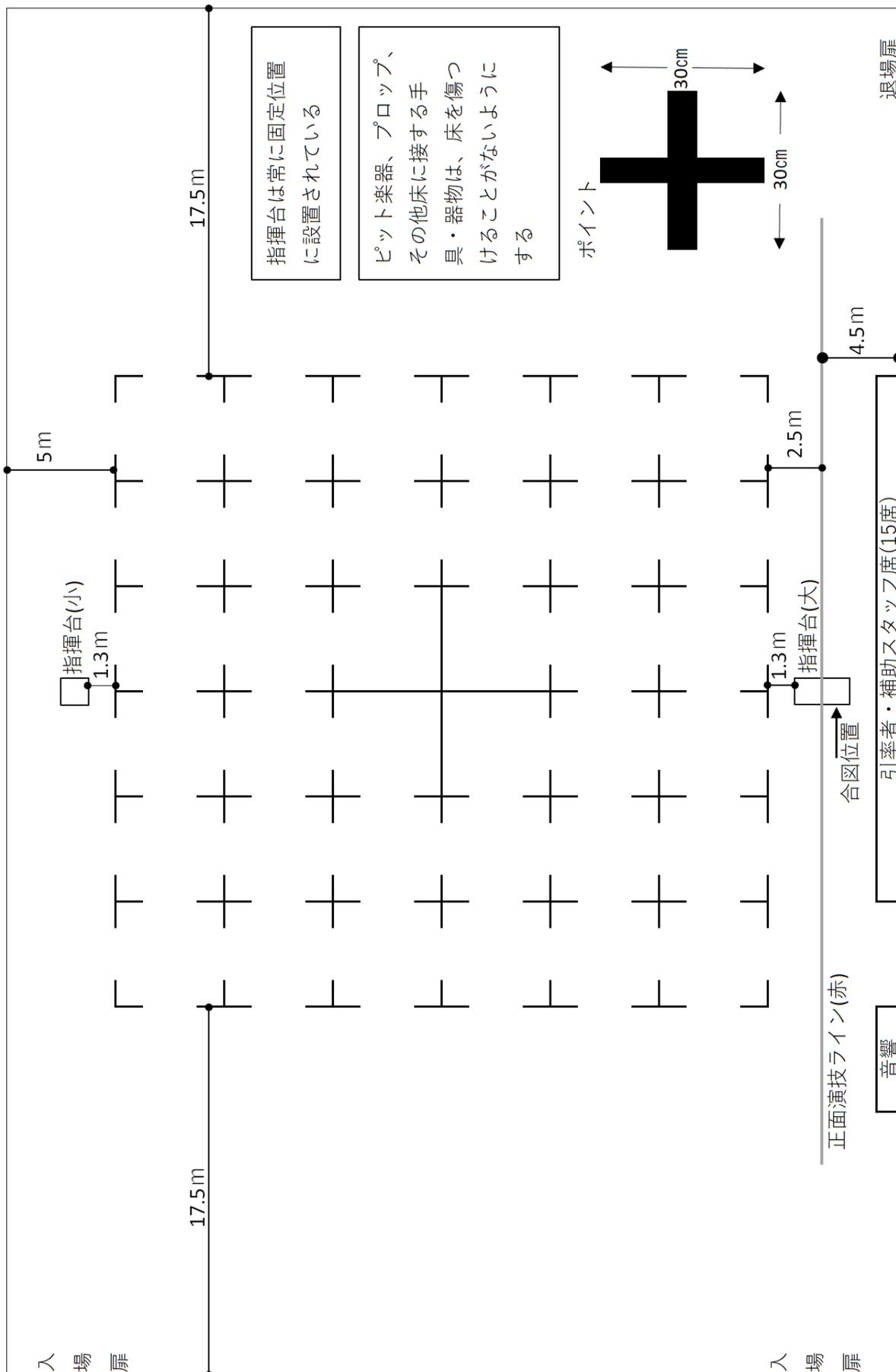
- ① 大会当日でも登録人数内のメンバーの変更は認める。
- ② 器物の搬入搬出は指定した通路を使用し、構成メンバー・登録引率者・補助スタッフ（手具・器物を含む）は定められた場所で待機をすること。また、入場口についても実行委員会が指定する。
- ③ 本規定の主旨を変更することなく、実行委員会において字句の加除訂正を行うことができる。

《万が一の場合に備えての対応》

○千葉県大会の演技中に地震等で演技が中断された場合の対応は、下記のとおりとする。

1. 演技中に地震等があった場合は、演出部よりストップをかけて中断した上で、大会継続が可能かどうかを実行委員長が判断する。
2. 継続可能な場合は、当該団体が曲の最初から演奏・演技をやり直して進行する。
3. 継続不可能な場合は、緊急事態が発生した時点で、演技をした・しないに関わらず、全団体を表彰する。

なお、終了している部門はその結果を有効とし、関東支部への推薦に反映する。終了していない部門に関しては、下記の推薦方法に基づき、関東支部への推薦を決定する。



1. 大会における著作権

- (1) 大会で使用する楽曲，肖像権等，著作権に関わるものについては，必ず使用許諾を得る。
- (2) 大会における著作権は著作権法に基づきこれを遵守する。
- (3) 許諾を必要とするものは，許諾証明書が必要となる。
- (4) 大会で使用した著作権に関わる演技曲，演奏曲，その他肖像権等について，万が一，版元や権利者とのトラブルが生じた場合は団体の責任の下に処理する。

2. 音楽著作権使用許諾について

演技演奏する楽曲の使用・編曲・編集に関して，著作権使用法を遵守する。使用する曲に対し，原作の作者または権利を有する出版社，編曲者に使用許諾申請を行い，その確認書を得る。

- * 市販の楽譜のそのままの利用及び自作曲の場合は，摘要除外になる。
 - ☆ 出版されている楽譜を使用する場合でも，作曲家・編曲家によっては許諾に関して，日本国内で演奏することができない楽曲もある。
- * 改正前の著作権法においては，著作物等の保護期間は原則として著作者の死後50年までとされていたが，環太平洋パートナーシップ協定の締結及び環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律による著作権法の改正（TPP協定発効日2018年12月30日より，著作物等の保護期間の延長を含めた著作権法改正が同日から施行）により，原則として著作者の死後70年と変更された。著作権の有無は日本音楽著作権協会に直接問い合わせる。
- * 「戦時加算」の対象となる著作者の保護期間は，法的には保護期間70年に加えて戦時加算分が保護されることとなる。通常の保護期間に，3794日（約10年5ヶ月）を加算することとなっている。
 - ☆ 「戦時加算」の対象となる著作者の作品を著作者の許可なく改変・編曲する事はできないので，必ず著作者から事前に許可を得る。また，原曲の著作権が消滅していても，編曲された作品を利用の場合，編曲者の著作権の保護期間に該当し，手続きが必要となる場合がある。
 - ☆ 保護期間を経過している作曲者でも，作曲者が亡命し他国の市民権を獲得している場合，作品により著作権が戦時加算の対象となる場合もある。
- * 複数の曲を使用する場合は使用曲全部の申請をする。
- * 許諾が下りるまでに日数がかかる場合があるので注意する。
- * 使用許諾は一括で申請することは可能であるが，県大会，関東大会，全国大会，また他の大会やイベント別に許諾が必要である。併記して申請し許可を得る場合は，許諾書に，大会日時，大会名称等が記載されていること。

※著作権問合せ先 一般社団法人日本音楽著作権協会（JASRAC） ★東京イベントコンサート支部
TEL：03-5157-1162／FAX：03-3503-5552 URL <http://www.jasrac.or.jp>
一般社団法人日本レコード協会
TEL：03-5575-1301／FAX：03-5575-1313 URL <http://www.riaj.or.jp>

3. 音楽著作権の手続き

(1) 著作権の申請（＝支払いに関する手続き）

① 千葉県協会で一括して行うもの 「演奏利用許諾申請」＝「演奏利用料」

② 各団体で行うもの 「編曲許諾」 「音源使用許諾」 「録音利用許諾申請」＝「録音利用料」

(2) 著作権に関する利用料は（著作権協会からの請求額）は、使用する団体の自己負担となる。

* 「演奏利用料」：大会開催として、千葉県協会で日本音楽著作権協会に一括に支払う。

* 「録音利用料」：音源使用許諾がおりた使用曲をCDに録音する場合、複製権（録音利用料）が発生する。日本音楽著作権協会からの請求金額は使用する団体の自己負担とする。

4. 肖像権使用許諾

(1) プロップ、衣装等に人物画・キャラクター等をデジタルコピーまたは模写して使用する場合は、肖像権や使用権の許諾が必要になるので、各団体で手続きをする。

(2) 許諾証明書のコピー、使用料を支払っている場合はその領収証（振込控可）のコピーを提出する。

(3) 口頭許諾の場合は、書式例を参考にし、証明書を作成する。

其連絡事項

1. 入場券

今大会は、一般公開はしない（出演者の保護者などの関係者も含む）ので、発売しない。その代わり、当日の様様をインターネット上でライブ配信することを検討中。

2. プログラム

出演者（構成メンバー）と事前申請の登録引率者、補助スタッフには、チェックイン時に渡す。

3. 協会記章

例年出演者全員（構成メンバー）が大会当日着用する必要があった記章については、今年度は着用しなくても良いものとする。しかしこれはあくまでも今年度に限ったものとする。

4. 共用楽器について

今大会は、搬入搬出における密を避けるため、共用楽器を用意します。各出演団体においては、共用楽器の種類を確認し、使用の協力をお願いします。共用楽器を使用するメンバーは、入場時に手指の消毒を行うなど、感染防止対策をとることとします。ただし共用楽器を使用する際でも、マレット等は各団体に用意することとします。詳細につきましては打ち合わせ会議で案内します。

共用楽器(予定)

ティンパニ①	ヤマハ TP5020 (20") TP5023 (23") TP5026 (26") TP5029 (29") TP5032 (32")
ティンパニ②	ヤマハ TP5023 (23") TP6226A (26") TP6229A (29") TP6232A (32")
マリンバ①	ヤマハ YM4900 (4.5 Oct)
マリンバ②	ヤマハ YM5100A (5 Oct)
ビブラフォン①	ヤマハ YV3910J (3.5 Oct)
ビブラフォン②	ベルジュロ KV30N (3.5 Oct)
シロフォン	ヤマハ YX335 (3.5 Oct)
グロッケン	ヤマハ YG1210 (2.5 Oct)
チャイム	ヤマハ CH500
コンサートバスドラム	ヤマハ CB836C
ゴング	KMK 36"
ドラムセット	ヤマハ

5. 開閉会式

今年度は、開閉会式は行わない。各出演団体は、指定された時間に来場し、楽器搬入～本番～楽器搬出を行った後、速やかに退館することとする。

6. 記録撮影

写真記録（演技風景等）、DVD・BD記録を大会指定業者が行い、販売を行う。今年度は、出演団体記念写真は撮影しない。

7. 傷害保険

構成メンバー・登録引率者・補助スタッフ・大会実行委員・係員全員を対象に一括傷害保険に加入する。保障内容は、「自宅～会場～自宅」とする。（病気は不可）

8. 大会参加に関する経費

(1) 本大会参加に要する各参加団体個々の経費は、各参加団体の負担とする。参加費等の領収証は振込み控えをもって代える。

- (2) 一旦納入された費用については、原則として一切返金をしない。ただし、天候に左右される学校行事、インフルエンザや法定伝染病等による休校措置、不測の事態等で、当日出演が不可能になった場合、団体参加費のみ返金する。

9. 大会参加に関して

- (1) 天候に左右される学校行事、インフルエンザや法定伝染病等による休校措置、不測の事態（新型コロナ関係を含む）等で、当日の出演が危ぶまれる場合、できるだけ早く協会事務局へ連絡を入れること。最終決定時刻は大会当日開演時刻とする。
- (2) 大会当日、何らかの不慮により到着時刻が遅れる場合、できるだけ早く大会TEL(070-6971-2768)へ連絡を入れる。

10. 災害発生時等における運営について

- (1) 主催者は行事の実施についてその可否の判断は行わない。
- (2) 災害発生時、または予め重大な災害等が予測される場合、休校措置等での出演については、当該団体の学校長・所属長の最終的判断による決定に従うものとし、速やかに大会事務局に大会出場の可否を連絡する。

出演団体代表者打ち合わせ会議

○出演団体責任者1名が必ず出席する。申込み書類の加除訂正が判断できる人、著作権手続きに関して理解している人が出席する。（生徒不可）

日時：2020年8月29日（土） 受付16:30 開始17:00

場所：千葉経済大学附属高等学校 新館9階展望レストラン2

持ち物：実施要項、参加申込書コピー、印鑑

CD使用の場合はCDまたはジャケットのコピー、マーチングの場合はスコア（原譜）

問合せ先・振込先

○千葉県マーチングバンド協会事務局

MAIL: mail@chibamb.org

○加盟費・大会参加費等振込先

ゆうちょ銀行 00160-0-466419 千葉県マーチングバンド協会（振込料は振込者負担）

千葉県マーチングバンド協会緊急対策

1 目的

各事業における会場管理の安全を期し、以て不測の事態による人的災害を最小限にするために、以下の緊急時対策をとる。

2 予防体制

- (1) 各担当者は、ポジション内の整理について特に注意し、不必要なものは置かないようにする。
- (2) 入場開始1時間前に、実行委員及び係員全員で、非常口・消火器所在などの会場内事情を確認し、不審物危険物の有無の点検を徹底的に行う。多少でも疑わしきものがあつた場合には、事業本部（以下、本部）に各担当責任者を通じ連絡する。
- (3) 開会30分前に再度確認する。
- (4) AED設置場所を確認するとともに、使用方法を確認する。

3 緊急事態発生の場合（落ち着いて対処）

(1) 火災発生の場合

- ①火災発生の発見者は、直ちに周囲に火災発生を知らせるとともに、初期消火体制、避難誘導等の消防活動を状況に応じて指示し、臨席の消防官・警察官に通報、また、各担当者に連絡する。
- ②各担当責任者は、本部に通報し、本部は直ちに119番通報を行う。
- ③消防または警察の指示は各担当が受け、本部に連絡する。
- ④初期消火については、会場内所定の消火器の操作要領を各担当責任者が関係係員に確認する。
- ⑤来場者の避難誘導については、本部からの連絡（放送）により、来場者を混乱させることなく、あらかじめ定めた通路を使って誘導を行う。
- ⑥安全防護措置として、危険物等の活動障害物の移動または除去等を行う。
- ⑦消防隊の活動が効果的に行われるよう、消防隊指揮本部と連絡を取り、積極的な情報提供を行う。

(2) 地震の場合

- ①来場者に対して、冷静に対処することを放送・ハンドマイクなどで呼びかけ、本部の状況判断を待ち、避難を要する場合は各出入口等を使って館外に誘導を行う。
- ②誘導にあたっては、各担当責任者・臨席の消防官・警察官の指示を受ける。

(3) けが人・病人が発生の場合

- ①倒れた人を発見した場合、すぐに意識確認をする。意識がなければ、すぐに応援を呼び、救急車要請、本部連絡をする。必要に応じAEDを使用する。
- ②けが人・病人が発生した場合には、各担当者を通じて本部に通報し、その指示を受け、救護係員の到着を待つ。必要がある場合は本部より救急車の出動を要請する。
- ③発熱・嘔吐の場合、処置に十分に気をつけ、二次感染がないようにする。
- ④倒れている人、けが人、病人等のプライバシーを配慮する。
- ⑤救護所は、救護室に設置する。

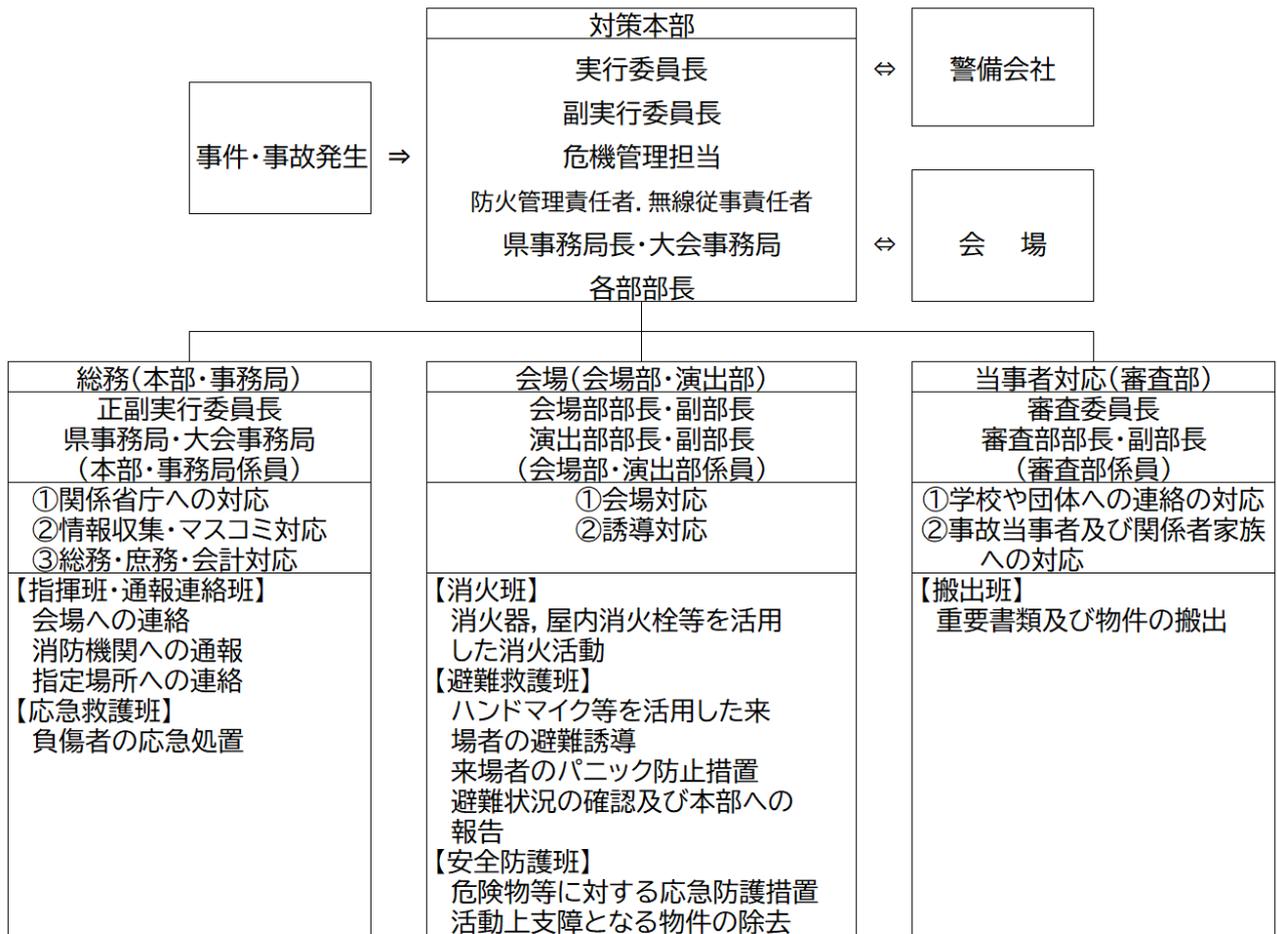
(4) 不審者の場合

- ①関係者かどうかの確認をし、本部に連絡し、会場並びに警備会社とともにその対処にあたる。

(5) 対策本部の設置

- ①別表の通り、対策本部を設置する。

千葉県マーチングバンド協会
緊急対応組織表



- 1 実行委員長は事故、事件発生後、必要に応じて速やかに対策本部を設置する。
- 2 実行委員長は本部に常駐し、全体の指揮を統括するとともに関係機関への連絡を担当する。
- 3 副実行委員長は、実行委員長を補佐する。
- 4 県事務局、大会事務局は本部に常駐し、実行委員長・副実行委員長を補佐する。
- 5 各部署の係員は指定された場所で待機し、指示があってから活動を開始する。